

2023年8月 7日
東京春闘共闘会議
事務局長 白滝 誠

2023年東京最賃審議会への異議申出書提出について

8月7日、東京地方最低賃金審議会が開催され、本年10月1日からの東京都の最低賃金については、「41円引き上げ 時間額1113円とする」改定決定の答申を東京労働局長に提出しました。

審議会に際しては東京春闘加盟の各組合から大幅な引き上げを求める意見書や資料が多数提出されたにもかかわらず、生活実態に見合わない低額な答申となり採決となりました。異常な物価高騰にまったく見合わず、世界の水準に遠く及ばない金額での最低賃金の押さえ込みは到底許されるものではありません。

答申を戻し審議のやり直しを求めるため、東京春闘共闘として、すべての単産、地域組織から「異議申出書」を提出お願いするものです。

なお、地本、支部、分会、班、青年部、女性部など各組織に異議書を提出してください。また下記「**4. 異議内容**」を参考にして異議申出書（書式は自由）を期日までにお送りください。

記

1. 宛 先 東京労働局長 辻田 博 様

送付先 〒102-8306 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階
東京労働局労働基準部賃金課・最低賃金審議会事務局

2. 提出期限 8月22日（火）必着⇒⇒⇒ 別添の「公示223号」参照

3. 書 式

各単産・単組名、代表者名を記載（捺印不要）し、組合所在地・連絡先、日付も記載します。それ以外の決まり事はありません。（内容の柱は4を参照）

※別添の「東京春闘異議申し出素案」は参考資料です。

4. 異議書内容について

- ① 各組織が掲げている最低賃金引上げの意見、仲間の実情を全面に出し、答申された改定額では不十分であることを明確に述べ、労働局長として改定金額の諮問を再度行うことを求めてください。
- ② 物価高、原材料価格高騰、適正な価格転嫁が厳しい小零細事業者と雇用について、国による対策の抜本的な拡充を求めてください。
- ③ 最低賃金近傍で働く労働者の生活実態に基づき、時間額1500円の必要性について東京春闘共闘などの団体・個人が意見陳述を行うこと求めてください。

以上